

本人確認書類として個人番号カードを用いる際の留意事項等について(1)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)中、通知カード関係部分については、既に平成27年10月5日から施行されており、個人番号カード関係部分については、平成28年1月1日から施行されることとなっております。

そこで、個人番号カードを携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。)における相手方等の本人特定事項の確認に使用する本人確認書類(以下「本人確認書類」という。)として用いる際の留意事項等は次のとおりとなりますので、適切な取扱いのほどよろしくお願いいたします。

1 個人番号カードについて

平成28年1月1日以降、個人番号カードを本人確認書類として用いることができることとなりますが、個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法第15条及び第20条に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって個人番号カードの提示を受けた場合には、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要があります。

また、個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみを送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要です。

なお、個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における、携帯電話不正利用防止法施行規則第8条第1項第3号二及び第4号二並びに第21条第1項第4号二及び第5号二に掲げる記録事項については、個人番号以外の事項(例えば、発行者や有効期間)を記載することとなります。

本人確認書類として個人番号カードを用いる際の留意事項等について(2)

2 通知カード等について

通知カードは、個人番号とともに基本4情報(氏名、住所、生年月日及び性別)が記載されていますが、本来、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、前記のとおり個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法において原則として禁止されていることに鑑みれば、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認等の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます。

また、表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類についても、前記のとおり個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法において原則として禁止されていることに鑑み、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認等の手続において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます(なお、表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。)

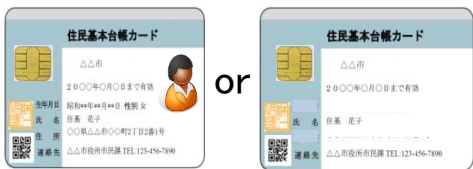
○本件問合せ先
【総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課】
03-5253-5843

住民基本台帳カード

個人番号カード

通知カード

1 様式



- 住民票コードの券面記載なし
- 顔写真は選択制



- 個人番号を券面に記載(裏面)
- 顔写真を券面に記載



- 個人番号を券面に記載
- 顔写真なし

2 作成・交付

- 即日交付又は窓口にて2回来庁
- 人口3万人未満は委託可能
- 手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)
- 交付事務は自治事務

- 通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定
- 全市町村が共同で委任
- 手数料:無料(電子証明書含む)
- 交付事務は法定受託事務

- 全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。
- 全市町村が共同で委任
- 手数料:なし
- 交付事務は法定受託事務

3 有効期間

- 発行日から10年
- ※電子証明書(署名用)は3年

- 発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで)
- ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで

- なし

4 利便性

- 身分証明書としての利用が中心

- 身分証明書としての利用
- 個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)
- 市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用
- 電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用

- 個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

○個人番号カードの様式



【おもて面】

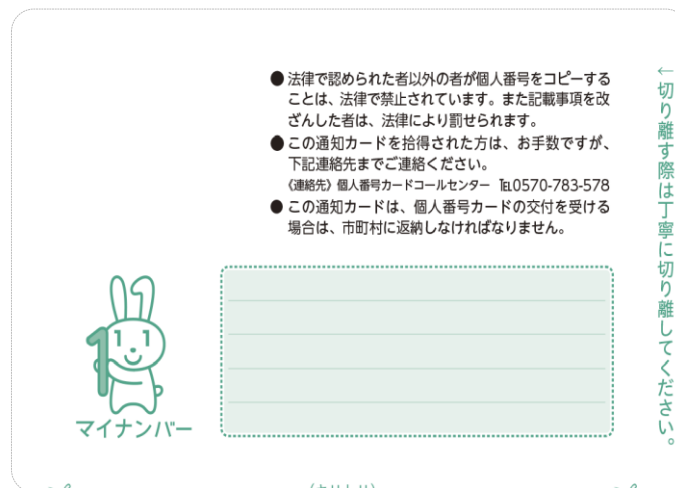


【うら面】

○通知カードの様式



【おもて面】



【うら面】